

市の保有する個人情報の取扱いに関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と公益財団法人岡山県環境保全事業団（以下「乙」という。）は、令和4年3月25日付けで締結した生物多様性保全の推進に関する連携協定（以下「本協定」という。）に基づいて取り扱う、市の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって市民の基本的な人権を擁護するため、次のとおり覚書を締結する。

（個人情報の適正管理義務）

第1条 乙及び本協定に基づく業務に従事する者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、保有個人情報の保護に関して岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）に定める市の機関と同様の責務を負う。

2 乙は、保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じなければならない。

（責任者の指定）

第2条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（研修・教育の実施）

第3条 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

（個人情報の守秘義務）

第4条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、保有個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託してはならない。

（不正利用等の禁止）

第6条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしてはならない。

（外部への提供の禁止）

第7条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を、乙の他の従事者（担当以外の者）及び部外者に提供してはならない。

(収集の禁止)

第8条 乙及び乙の従事者は、本協定に基づいて個人情報を収集する場合は、業務の範囲を超えて収集してはならない。

(記録の搬送等)

第9条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

第10条 乙は、保有個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却しなければならない。

(事故の報告)

第11条 乙は、保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(罰則等の周知)

第12条 乙は、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用(条例第24条、第24条の2及び第25条)について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第13条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙 岡山県岡山市南区内尾665-1
公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 坂井 俊英